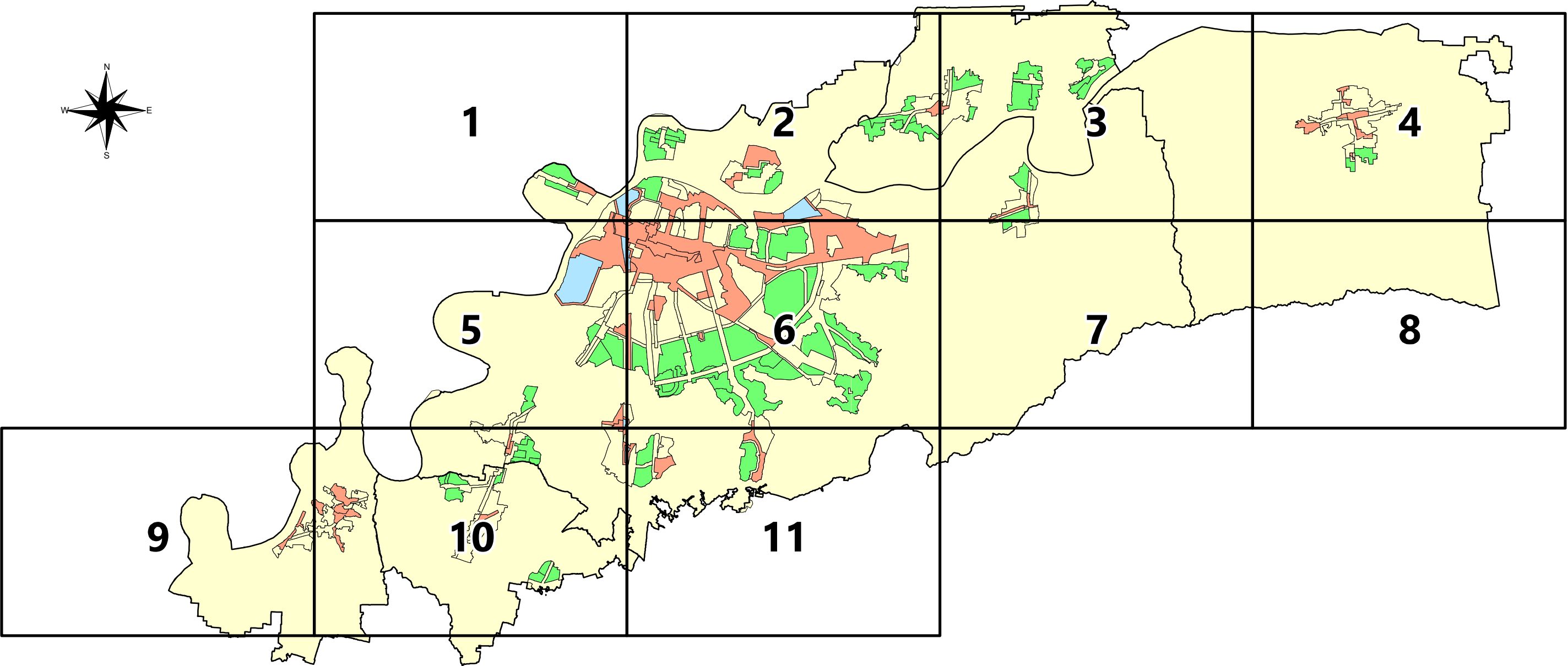


久留米市騒音規制指定地図



特定工場に係る騒音の規制基準					[単位：db(A)]
時間の区分 区域の区分	朝 午前6時 ～午前8時	昼 午前8時 ～午後7時	夜 午後7時 ～午後11時	夜間 午後11時 ～午前6時	主な都市計画法の用途地域
第1種区域	45	50	45	45	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域
第2種区域	50	60	50	50	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域及びその他の地域
第3種区域	65	65	65	55	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第4種区域	70	70	70	65	工業地域 工業専用地域

※規制値は、敷地境界線上の値
※土地利用の実態を考慮して指定している地域有り（産業集積地区等）

特定建設作業に係る騒音の規制基準					
規制項目 区域の区分	騒音 (敷地境界線上)	作業禁止時間	一日当たりの 作業時間	同一場所での 作業期間	日曜、休日における作業
第1号区域	85db(A) 以下	午後7時 ～午前7時	10時間以内	連続6日以内	禁 止
第2号区域		午後10時 ～午前6時	14時間以内	連続6日以内	禁 止

◎特定建設作業の規制に伴う地域区分

第1種区域

第2種区域

第3種区域

第4種区域

第1号区域

第2号区域

※なお、第4種区域内であっても、学校・保育所・病院・診療所・図書館
特別養護老人ホーム等の敷地の周囲概ね80mの区域内を含む